

第138回山梨県都市計画審議会

会議録

山梨県都市計画審議会運営規程第15条の規定により次のとおり会議録を作成する。

1. 日時：平成22年11月22日（月） 午後1時30分 ～ 午後3時10分

2. 場所：ホテル談露館 「アンバー」

3. 出席委員の氏名（敬称略）

(委員)	(1号委員)	山本賢治委員	
		刑部利雄委員	
		西井和夫委員	
		埴原一也委員	
		柳田雅代委員	
	(2号委員)	宮本敏久委員	(代理 鹿糠幸夫)
		内山俊一委員	(代理 吉田 誠)
		神谷俊広委員	(代理 川口千晴)
		菊川 滋委員	(代理 矢崎剛吉)
		平川伸一委員	(代理 清水 進)
	(3号委員)	田中久雄委員	
	(4号委員)	深沢登志夫委員	
		中村正則委員	
		渡辺亘人委員	
		金丸直道委員	
	(5号委員)	浅川武男委員	

(事務局)	(都市計画課)	課長	河西 秀樹
		まちづくり推進企画監	山下 雄康
		総括課長補佐	上島 達史
		課長補佐	中村 克巳
		課長補佐	黒倉 徹
		副主査	奥山 徹
		主任	弾塚 崇

4. 傍聴者等の数 0人

5. 会議次第

- (1) 開会
- (2) 議事
- (3) 閉会

6. 審議案件

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」
の策定経過・概要説明について

7. 議事の概要

別紙会議録による。

第138回山梨県都市計画審議会 会議録

司 会

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。山梨県都市計画審議会の開催に先立ちまして、ご報告申し上げます。当審議会の委員のうち、「学識経験のある者」を要件とする1号委員、「関係行政機関の職員」を要件とする2号委員及び「市町村の議会の議長を代表する者」を要件とする5号委員につきましては、今回、人事異動などに伴いまして、一部交代がございましたので、新たに委員をお引き受けいただいた方々のご紹介をさせていただきます。お手元の委員名簿をご覧いただきたいと思います。

まず、1号委員をお引き受けいただきました

山梨県医師会副会長 刑部 利雄 様

次に、2号委員をお引き受けいただきました

関東農政局長 宮本 敏久 様

本日は、関東農政局 農村計画部 農村振興課長 鹿糠 幸夫 様に代理出席していただいております。

同じく、2号委員をお引き受けいただきました

関東経済産業局長 内山 俊一 様

本日は、関東経済産業局 総務企画部 企画課 総括係長 吉田 誠 様に代理出席していただいております。

同じく、2号委員をお引き受けいただきました

関東財務局甲府財務事務所長 平川 伸一 様

本日は、甲府財務事務所 管財課長 清水 進 様に代理出席していただいております。

次に、5号委員をお引き受けいただきました

南アルプス市議会議長 久保田 松幸 様

本日は、ご欠席でございます。

同じく、5号委員をお引き受けいただきました

昭和町議会議長 浅川 武男 様

新しい委員の皆様方につきましては、お手元に「任命書」を置かせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、ただいまより、第138回山梨県都市計画審議会を開催いたします。

議事に入る前に本審議会の成立についてご報告申し上げます。山梨県都市計画審議会条例第5条第2項の規定では、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができないこととなっております。本日は、19名の委員のうち、16名のご出席をいただいておりますので、本審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、事務局の山梨県 県土整備部 都市計画課長の河西からご挨拶を申し上げます。

課 長

都市計画課長の河西でございます。本日は公私ともにご多用の折りにもかかわらず、都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また委員の皆様方には、日頃より県の都市計画行政に、多大なご尽力をいただいております、この席をお借りいたしまして、改めて御礼申し上げます。

さて、本日ご審議いただく案件でございますが、都市計画区域毎に定めます「都市計画区域マスタープラン」、区域マスと呼んでおりますが、現行の区域マスが平成22年度の今年度が目標年次となっております。その計画を見直す必要がございました。県では都市計画審議会にマスタープランの策定方針を諮問させて頂き、その答申に基づきまして、都市計画区域以外の地域も含めた県土全体を対象とした「山梨県都市計画マスタープラン」、県マスを今年の3月に策定したところでございます。そして、この県マスに基づいて都市計画区域毎に区域マスを策定するわけでございますけれども、県内には都市計画区域が12区域ございます。このうち甲府盆地内の7つの

都市計画区域については、相互に関係が深く、また審議会からのご答申にもありますように、これを1件で扱うということでございます。7つの都市計画区域を1つにまとめまして、合計6件の区域マスを策定することとしております。本日は、このような区域マスの策定経過も含めましてご説明をさせていただきます。

この6件の区域マスは、内容としてはかなりのボリュームがございます。そこで、今回と次回の2回に分けてご説明をさせていただきます。

本日は、6件の区域マスに共通した骨子となる部分を説明させていただき、次回は都市計画区域毎の固有の事項を説明させていただきます。最終的なご審議につきましては、2回の説明を踏まえまして、次回お諮りさせていただきたいと考えております。区域マスの案は後ほど事務局から議案書で詳細に説明させていただきますが、今回及び次回のご審議は本県のこれからの都市づくりの指針となる「都市計画区域マスタープラン」という重要な案件でございます。

委員の皆様方には大変ご苦勞をおかけすることとなり、誠に申し訳ございませんが、何分、ご協力をいただけますようお願い申し上げます。本日はよろしく願いいたします。

司 会 それでは、本審議会運営規定第4条第2項の規定に基づきまして、会長に議長をお願いし、審議を進めていただきたいと思います。会長、お願いいたします。

議 長 本日は、ご多忙のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。先ほどの挨拶にもありましたが、本日は6件の都市計画区域マスタープランを、今回と次回の2回にわたって審議をいたします。よろしく願いいたします。

審議に入る前に、会議録署名委員を2名の方をお願いいたします。A委員、B委員、よろしく願いいたします。

それでは、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の策定経過・概要説明について事務局からの説明をお願いします。

<事務局説明>

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

C委員 内容についてではなく、資料についてですが、議案書の33ページから半径1kmの拠点方針エリアの円があるのですが、理解ができないわけではないのですが、資料としては適切ではないのではないかと感じます。

もう少し周辺の地区がわかるような、大きな地図にするとか、中心点をはっきりと明示するといったことが必要なのではないかと思えます。

事務局 C委員から頂きました質問に対してお答えいたします。

歩ける範囲として1km円を設定させていただいておりますが、実際に円の位置を決めるにあたっては、中心を決めておりません。学校や病院、文化施設などの都市機能がどこに点在しているかということ調査し、できるだけ多くの施設を取り込めるという位置に1km円を設定させていただきました。

また、もう少し大きな地図でということでございますが、区域マス本編では、各拠点のエリアが明確にわかるような図面を添付させていただいております。

県マスで20カ所の拠点を選定し、具体的な拠点の位置については区域マスで図示するということとしておりまして、今回そちらの資料を作成したところでございます。

D委員 私も資料についてはできるだけ大きな地図で示した方が良いと思えます。まだこれ(区域マスの図面)でも十分ではないと思えますが、これはあくまで資料でございますので、実際にはもう少し大きな地図で確認することができるようにしたい。

それからもう1つ、補足ですけれども、今回県が示した円は方針エリアでございまして、円も輪郭がぼやっとしています。議案書の39ページにありますように、今後、この方針エリアを基にその地域の市町村が円の形から詳細な拠点エリアという形にすることができることになっています。その時点では、地域の都市機能の集積状況とか都市施設の配置状況に応じて、円より詳細な拠点エリアを市町村が決められるということをご理解いただきたいと思います。

議長

他にはいかがでしょうか。次回に、本日の説明箇所を含んで改めてご意見・ご質問ができますので、本日はこのあたりで質疑応答を閉じることにしたいと思います。

以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。

司会

ありがとうございました。

その他としまして、何かございますか。よろしいでしょうか。なお、次回の審議会につきましては、2月中を予定しておりますが、日程、議題等が決まり次第連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第138回山梨県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。